

## やまべひろし議員が一般質問を行いました

8月31日に行われた一般質問では、熊本地震の対応について、「各種支援制度の打ち切りについて」「災害公営住宅の整備」「宅地被害」などを、その他、「子どもの貧困問題」「国保の県単位化」「立野ダム」などを取り上げました。



## みなし仮設住宅の入居受付の延長を

り災証明書の判定に見合った支援の提供を、速やかに行うべき

各種支援制度について、現在26の制度が受付を終了していますが、一方で罹災証明の発行の遅れにより、支援が受けられずにいる被災者がいます。

みなし仮設住宅については、今年5月31日までに入居を完了することで期限を切っていますが、6月以降も、入居の対象となる半壊以上の判定を受けた世帯が410件にも上っています。

やまべ議員は、こうした世帯に対しては、り災判定に見合った支援を速やかに提供すべきではな

いか、と質しました。

市からは「県を通して国へ協議を行い、可能な限り支援を行う」と答弁がありました。

やまべ市議は、国が、り災証明発行の遅れの対応について、賃貸アパートに住んでいる人には、さかのぼって家賃を負担すること、知人宅に身を寄せている人には、公営住宅の無償提供制度を示していることを挙げ、市に対して、入居できない世帯がないよう、きちんと相談・受け付けを行うよう求めました。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1063  
2017年9月10日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

## 受付終了後も対応可能な支援には、周知・説明の徹底を

現在受付が終了している制度のうち、前年度分の高校、専門学校の授業料の返還や就学援助の給付について、罹災証明の遅れが理由のものは、申請日にかかわらず、地震発生から4月までさかのぼって対応していくことがわかりました。

やまべ市議は、こうした、受付終了後も対応可能な支

援制度については、被災者ひとり一人に、しっかりと説明を行い、本来支援を受けられるはずの人が、支援からもれることがないように周知を徹底することを求めました。



お知らせ

無料

## 弁護士による法律相談のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 9月14日(木)、10月12日(木) 午後1時～4時  
菜の花法律事務所(江越1-17-12) Tel 322-7731
- 9月20日(水) 午後2時～4時  
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 9月20日(水) 午後6時～8時  
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 9月28日(木) 午後1時30分～4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) Tel 362-5181
- 9月26日(火) 午後3時～5時  
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656

**やまべひろし議員の一般質問**

子どもの貧困について

**本市でも広がる「子ども食堂」。市の積極的なかわりと支援を**

いま全国でその取り組みが広がっている「子ども食堂」。本市でも現在 13 の団体が実施しています。

その取り組みは、食事の提供にとどまらず、居場所づくりや、学習・就労支援までと、ほんらい公的機関が担うべき分野にまで及びます。

市が行った運営団体へのアンケート調査からは、食材や運営費の確保が課題であることがわかりました。また、これから「子ども食

堂」を始めたいとしている団体にとっても、費用の面だけでなく、ノウハウもない課題があります。

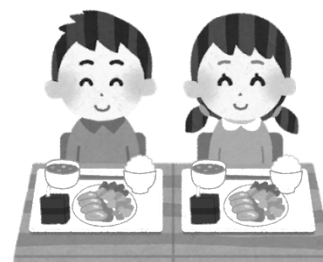
やまべ市議は、「子どもの貧困」は現代社会が生み出した問題であり、その解決には、国や自治体が責任をもって向き合っていく課題だとして、市が「子ども食堂」について、ノウハウの面でも、財政的な面でも積極的な支援をおこなっていくよう強く要望しました。

**学校給食は教育課程の一環。義務教育では無償化のとりくみを**

学校給食について、全国 1741 の自治体のうち、給食費の全額並びに一部補助を実施している自治体は 417 自治体、うち完全無償は 55 自治体にのびります。県下では荒尾市がこの 10 月に全小学校で完全無償化を実施します。

一方、本市では、学校給食法の定めにより、人件費、施設・設備費等を市の負担、食材費は保護者負担とする、としています。

やまべ市議は、学校給食は格差対策の役割を果たしており、また食育として教育課程の中に位置づけられている。教育の一環である以上、義務教育では無償であるべきであり、本市でも無償化を視野にした援助にとりくむべきだと訴えました。



**北口議員が代表理事の熊本市漁協との契約に疑義  
議会として、「個別外部監査」の実施を決定**

「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」（7月5日）に、北口和皇議員が代表理事や会長を務める「熊本市漁協」や「熊本県内水面漁連」へ発注された各種委託事業や補助金に関する資料が出されました。7月16日号の市議会だよりで特集したように、実態のない「熊本市漁協」に随意契約で毎年業務を委託、委託事業に上乗せで補助金を支出するなど、至れり尽くせりでした。また、電話1本で、補助金交付を即日決定するなども、常識では考えられません。北口議員の関与あつてのことです。以上から、9月4日の市議会本会議で、「個別外部監査」の実施を全会一致で決議しました。

**「監査の対象となる事項」**

- 1、2012年度から2015年度までの外来魚の捕獲（成魚・稚魚）・駆除にかかる業務委託
- 2、2013年度の内水面生態系復元等推進事業費補助
- 3、2014年度の江津湖種苗放流事業補助

**【個別外部監査とは？】**

各自治体が外部監査契約を結んだ外部監査人がその地方公共団体の監査を行う制度です。

外部監査人には、弁護士・公認会計士・行政機関で会計検査等の業務に従事した者等、普通地方公共団体の財務管理・行政運営に関し識見を有する人を選任。

次回の特別委員会は、  
9月21日(木)午前10時～

**委託先の「熊本市漁協」は実体がない**

「熊本市漁協」の受託能力等を調査するため、同組合代表理事の北口議員に市より資料提供依頼が行われましたが、全く回答がなく、未提出のままです。

**すべてが随意契約**

そもそも、対象の委託事業は、北口議員の議会質問に答える形で始まり、すべてが「随意契約」です。事業費の積算も、市漁協側から出された内容での実施です。

**電話1本で補助金決定**

補助金は、北口議員の電話1本での要望に、即日決定し、助成されています。内容も、委託事業への上乗せであったり、委託事業の補助金への変更を突如求めるなど、不可解です。